

公益社団法人 静岡県農業振興公社

農地中間管理事業規程

平成26年3月24日策定

平成28年3月16日改正

平成29年3月30日改正

平成29年6月30日改正

1 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準

- (1) 農業振興地域内において適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。
- (2) なお、(1)の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

2 農地中間管理権を取得する農用地等の基準

- (1) 農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地及び理事長が別に定める借受けの判断基準に適合しない農用地等については、原則として、農地中間管理権を取得しないものとする。
- (2) 機構は、当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者がいない場合や借受希望者の希望する条件と農用地等の条件が合わない場合等の事情からみて、当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

こうした事態を避けるためにも、機構は、日頃から借受希望者に関する情報を幅広く収集するものとする。
- (3) 機構が農地中間管理権を取得する農用地等に所有権以外の権利関係が設定されているときは、事業の推進に支障を来さぬよう十分に留意するものとする。

3 借受希望者の募集等

- (1) 借受希望者の募集は、毎年度4月1日から3月31日まで行う。

- (2) 募集の区域は、市町又はこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定）とし、当該市町の意見を聞いて決定する。
- (3) 機構は、当該区域における以下のことを明確にして募集を行うものとする。
- ① 農用地等の特徴（水田、畑、樹園地など）
 - ② 担い手の状況
- (4) 借受希望者は以下のことを明確にして応募するものとする。
- ① 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件
 - ② 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
 - ③ 借受けを希望する期間
 - ④ 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）
 - ⑤ 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）
- (5) 機構は、インターネットの利用等により募集を行うものとする。
- (6) 機構は、区域内に担い手が不足している場合については、他区域の法人経営体等に応募を働きかけることができる。
- (7) 機構は、募集に応じた者については、以下のことを整理しインターネットの利用等により公表するものとする。
- ① その氏名又は名称
 - ② 当該区域内の農業者等、区域外の農業者等、新規参入者の別
 - ③ 借受けを希望する農用地等の種別、面積
 - ④ 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別

4 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得

- (1) 機構は、市町と連携を密にして以下の状況の把握に努める。
- ① 各区域の人・農地プランの作成・見直しの状況
 - ② 当該区域の担い手の確保状況
 - ③ 当該区域における機構の活用方針
 - ④ 当該区域の耕作放棄地の現状及び今後の見通し
- (2) 機構は市町が農用地利用配分計画の原案の作成を行うことが見込まれることを原則として農地中間管理権を取得する。
- (3) 機構は所有者から貸出の申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化し、市町に情報提供する。

- (4) 機構は農地中間管理権の取得を、所有者からの申出に応じて協議するほか、所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。
- (5) 機構は、市町の作成する農地利用集積計画により農地中間管理権の取得を行うものとする。
- (6) 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第87条の3第1項の規程による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- (7) 農地中間管理権の期間については、所有者との協議によるが、極力10年以上となるようにするものとする。

5 農用地利用配分計画の決定

(1) 基本原則

機構は、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者等の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- ③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- ④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。
- ⑤ 法第18条第4項の要件を満たすこと。

(2) 貸付先を決定する場合の優先配慮

担い手の利用農地の集約化等の観点から、また、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者等の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、以下の優先順位を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。

- ① 人・農地プランの中心となる経営体に位置付けられている又は年度内に位置付けられることが確実であり、区域の話合い等で農用地利用調整の協議が整った者
- ② 人・農地プランの中心となる経営体に位置付けられている又は年度内に位置付けられることが確実であり、当該農用地に隣接する自作地又は借受地で農業経営を行う者

- ③ 人・農地プランの中心となる経営体に位置付けられている又は年度内に位置付けられることが確実であり、当該区域内で農業経営を行う者
- ④ 当該農用地に隣接する自作地又は借受地で農業経営を行う者
- ⑤ 当該区域内で農業経営を行う者
- ⑥ その他希望する者

(3) 貸付期間

機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該区域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。ただし、農地の出し手から機構への貸付期間の終期と同じにすることを原則とする。

- (4) 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対して書面の交付により説明を行うものとする。

6 賃料の水準等

- (1) 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、次のとおりとし、機構が決定するものとする。

- ① 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している賃料等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定した値
- ② その他の農用地等については、農用地等の種類ごとに近傍の農用地等の賃料の額に比準して算定し、近傍の農用地等の賃料がないときは、近傍の用途が類似する農用地等について算定される賃料の額を基礎とし、当該農用地等の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定した額

- (2) 機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者等の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

- (3) 機構が行う農用地等の貸借について、機構は手数料を徴収することができるものとする。

7 機構の有する農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除

- (1) 機構の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。

- ① 農地中間管理権の取得後1年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行う

ことができる見込みがないと認められるとき。

② 機構の農用地の貸付けが解除された後1年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。

③ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

④ 農用地等の借受者が賃料の請求を受けても支払いに応じないとき。

(2) (1)の①の規定に係わらず、理事長が別に定める場合は契約を解除しないことができる。

8 農用地等の利用条件の改善を行う場合の実施基準

(1) 機構は、当該農用地等が所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件の改善を行うことができる。

① 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件の改善を希望しているとき。

② 当該区域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件の改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

(2) 当該事業を実施する場合は、活用する事業や費用負担等を県、市町及び関係団体等と協議を行うものとする。

9 相談又は苦情に応ずるための体制

機構の相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて体制の周知徹底を図るものとする。

10 市町（農業委員会を含む。）との関係

(1) 機構は、市町（農業委員会を含む。）との連携を密にして、業務を推進するものとする。

とくに、人・農地プランについては、市町と情報を共有するよう努めるものとする。

(2) 機構は、原則として全ての市町に、農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めることを基本とする。

(3) 機構は、市町以外の業務委託先の名称及び住所を市町に通知し、市町と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

11 業務委託

- (1) 機構が市町等に対し農地中間管理事業に係る業務を委託する場合、相手の同意を得た上で、知事の承認を受け、委託する業務内容を明確にして委託する。
- (2) 機構は、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に委託する場合は、当該組織の委託する業務を適切に行うことのできる能力等を確認するものとする。

12 その他

この規程の実施に関し必要な事項は、県と協議のうえ、理事長が定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

なお、土地改良法等の一部改正に伴う規程については、改正法の施行日からとする。